

加西市老朽危険空家撤去事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存する老朽化し、かつ、危険な空家等の撤去を促進し、市民の安全で安心な生活環境を確保するため、当該空家等の撤去を行う者に対し、予算の範囲内において加西市老朽危険空家撤去事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽危険空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、倒壊等により周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるものをいう。
- (2) 所有者等 老朽危険空家等の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産課税台帳）に所有者として記録されている者又はその相続人をいう。
- (3) 撤去工事 老朽危険空家等を解体し、撤去し、及び処分する工事（当該工事に係る廃棄物の運搬及び処分を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 老朽危険空家等の所有者等であること。ただし、当該老朽危険空家等が共有である場合又は当該老朽危険空家等の所有権以外の権利が設定されている場合にあっては、当該老朽危険空家等の撤去について、当該共有者又は権利者の全員の同意を得ていること。
- (2) 加西市税及び加西市税外収入金を滞納していないこと。
- (3) 加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象空家)

第4条 補助金の交付の対象となる老朽危険空家等は、別表に掲げる空家不良度測定基準の評点が100点以上である空家（以下「補助対象空家」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、所有者等が補助の対象とすることを目的に故意に破損させた形跡があると認めるときは、補助の対象としない。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、県知事による解体工事業者登録を受けた者又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木事業、建築工事若しくはとび・土工事業の許可を受けた者が施工する撤去工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 他の制度等により補助金等の交付を受けている工事

- (2) 老朽危険空家等の一部のみを撤去する工事
- (3) 敷地内の立木その他の付属物を撤去する工事
- (4) 家財道具の撤去、搬出又は処分の費用を含む工事
- (5) この要綱に基づく交付決定の前に着手した工事
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用の10分の10に相当する額とし、次の各号に定める金額を上限とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てる。

- (1) 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号。以下「県条例」という。）に基づく空家等活用促進特別区域内にあって、県条例第12条第2項に規定する届出がされている補助対象空家 上限100万円
- (2) 前号以外の補助対象空家 上限50万円
(事前調査の申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ加西市老朽危険空家判定申請書を市長に提出し、老朽危険空家等の判定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該空家等の調査を行い、その結果を加西市老朽危険空家判定結果通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第8条 前条第2項の規定により老朽危険空家等と判定された者で、補助金の交付を受けようとするものは、加西市老朽危険空家撤去事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 撤去工事の見積書の写し（内訳明細が明記されているもの）
- (3) 老朽危険空家等の位置図及び現況写真
- (4) 所有者等であることを証する書類
- (5) 同意書（共有者又は権利者がいる場合に限る。）
- (6) 誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、加西市老朽危険空家撤去事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第10条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請した内容を変更し、又は中止しようとするときは、加西市老朽危険空家撤去事業補助金変更・中止承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、加西市老朽危険空家撤去事業

補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事請負契約書の写し
- (2) 撤去工事代金の領収書の写し
- (3) 撤去工事の完了写真（施工前、施工中及び施工後の写真）
- (4) 廃棄物処理に関する処分証明書（マニフェストE票等）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、加西市老朽危険空家撤去事業補助金確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、加西市老朽危険空家撤去事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（加西市特区内老朽危険空き家撤去事業補助金交付要綱の廃止）

- 2 加西市特区内老朽危険空き家撤去事業補助金交付要綱は、廃止する。

別表（第4条関係）

空家不良度測定基準

調査区分	調査項目	判定内容	配点	評点
1 敷地	(1)門・塀の状況	①正常又はなし	0	
		②損傷あり	20	
		③倒壊している・倒壊の恐れあり	30	
		④確認不可	0	
	(2)擁壁の状況	①正常又はなし	0	
		②損傷あり	50	

		③倒壊している・倒壊の恐れあり	100	
		④確認不可	0	
2 建物	(1) 屋根材の状況	①正常	0	
		②一部破損	30	
		③陥没あり	100	
		④確認不可	0	
	(2) 外壁材の状況	①正常	0	
		②一部破損	20	
		③腐敗又は剥離あり	50	
		④確認不可	0	
	(3) 建物の傾き	①正常	0	
		②一部に傾きあり	50	
		③全体的に傾きあり	100	
		④確認不可	0	
	(4) 基礎・土台の破損等	①正常	0	
		②一部破損	20	
		③全体的に破損あり	50	
		④確認不可	0	
	(5) 樋（とい）の状況	①正常	0	
		②一部破損	10	
		③大部分が破損又はなし	20	
		④確認不可	0	
(6) 窓ガラスの状況	①正常	0		
	②一部破損	10		
	③大部分が破損又はなし	30		
	④確認不可	0		
3 危険箇所 その他	(1) 雨戸	—	5	
	(2) ベランダ	—	10	
	(3) カーポート	—	10	
	(4) 看板	—	5	
	(5) 屋外階段	—	10	
	(6) 物置	倒壊寸前の物置あり	5	
	(7) アンテナ	—	5	
	(8) 軒又は庇	—	10	
	(9) その他	—	5	
合 計				